



国自安第 239 号
国自貨第 161 号
平成 29 年 3 月 8 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長



貨物課長



準中型自動車運転免許の新設に伴う運転免許種別の確認の徹底 について

道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）が本年 3 月 12 日に施行され、車両総重量 7.5 トンまでの貨物自動車を運転できる準中型自動車運転免許制度が開始されます。

平成 19 年に中型自動車運転免許が導入された際、貨物自動車運送事業者が運転者の運転免許証と配車される自動車の自動車検査証の照合を徹底させずに運行させた結果、普通免許で中型貨物自動車を運転し、無免許運転で検挙される事案が散見されたことから、別添のとおり警察庁交通局運転免許課長から指導依頼がありました。

準中型自動車運転免許制度が開始されることに伴い、3 月 12 日以降に普通免許を取得した者が運転することができる自動車は、車両総重量 3.5 トン未満及び最大積載量 2 トン未満のものに限られることになります。

この改正により無免許運転とならないよう、運転者が取得している運転免許の年月日及び種類について運転者台帳により適切に管理するとともに、乗務前点呼時に、運転者が取得している運転免許と乗務する事業用自動車の車両総重量及び最大積載量を自動車検査証等により照合するよう、貴会傘下会員に対して周知願います。

※ 3 月 11 日以前に取得した普通免許については、これまでどおり車両総重量 5 トン未満及び最大積載量 3 トン未満の車両を運転することができます。



警察庁丁運発第34号
平成29年2月28日

国土交通省自動車局安全政策課長 殿
国土交通省自動車局貨物課長

警察庁交通局運転免許課長



改正道路交通法により新設される準中型自動車免許制度に係る周知及び運行管理者に対する指導について（依頼）

この度、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）により、貨物自動車に係る事故を防止するため、車両総重量7.5トンまでの貨物自動車を運転できる準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）が新設されることとなり、同法は本年3月12日に施行されます。

これまで、平成19年に中型自動車免許制度が導入されておりましたが、制度の導入以降、事業者が自動車の運行管理業務に際して運転者の運転免許証と配車される自動車の自動車検査証の照合を徹底させずに運行させた結果、普通免許の保有者が中型貨物自動車を運転し、無免許運転で検挙され、行政処分を受けた事案が散見されております（別紙1参照）。

警察庁におきましては、改正法の趣旨及び内容について広く国民に周知すべく、トラック輸送事業者団体と連携を図りながら、都道府県警察とともに広報啓発活動を強化しているところでありますが、準中型免許制度導入後における無免許運転の防止を図るために、自動車の運行管理業務を行う事業者に対する適切な指導が重要であることから、現在、道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3に規定する自動車の安全な運転を確保するために運転者に交通安全教育等を行う安全運転管理者等に対する指導を徹底しているところです。

つきましては、無免許運転を防止するため、別紙2を活用するなどし、貴省所管の道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に定める自動車運送事業を行う者に対しましても準中型自動車免許制度の周知を図っていただきますとともに、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行う運行管理者に対しましては、配車時の運転者の運転免許証と運転に係る自動車の自動車検査証の確実な照合をご指導いただきますようよろしくお願ひいたします。

【本件担当】

警察庁交通局運転免許課行政処分係
電話：03-3581-0141（内線：5345）



いわゆる種別外無免許運転に係る事案

○ 事案 1

「車両総重量を確認することなく運転した事案」

集配業務に従事する普通免許の保有者Aは、稼働先である会社が保有する貨物自動車の中から運転が容易な自動車を自ら選択し運転したものであるが、当該自動車を運転する際、自動車検査証をあえて確認しないまま、中型貨物自動車を運転した事案に対し、公安委員会は、無免許運転を認定して運転免許の取消処分を行った。

なお、本件無免許運転に係る中型貨物自動車の車両総重量は5,025キログラムであり、中型自動車の要件である車両総重量の下限（5,000キログラム）をわずか25キログラム上回るものであった。

○ 事案 2

「車両総重量を最大積載量と誤信していた事案」

建物の解体業に従事する中型免許の保有者Bは、稼働先の会社が保有する最大積載量7,300キログラムの大型貨物自動車（要件が最大積載量6,500キログラム以上）を運転したが、Bは中型免許でもって、最大積載量8トンまでの自動車の運転が可能であると誤信していた事案に対し、公安委員会は、無免許運転を認定して運転免許の取消処分を行った。

改正道路交通法（準中型免許制度）に関する留意点

平成29年3月12日から道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）が施行され、準中型免許制度が導入されます。運行管理者の皆様には、次の点につき、御留意いただくようお願いいたします。

1 準中型免許制度導入後の運転することができる自動車の種別について



平成29年3月12日以降、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満又は最大積載量2トン以上4.5トン未満の自動車を運転する際には準中型免許を取得する必要があります。

また、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した者が運転することができる自動車は、車両総重量3.5トン未満及び最大積載量2トン未満の自動車に限られるため、運転者が保有する免許に注意いただきますようお願いいたします。

2 平成29年3月11日以前に取得した普通免許について

平成29年3月11日以前に取得した普通免許を保有している者は、平成29年3月12日以降、5トン限定準中型免許となり、運転できる自動車の範囲に変更はなく、これまでどおり車両総重量5トン未満及び最大積載量3トン未満の自動車を運転することができます。

また、平成19年6月以前に普通免許を取得したことにより、現在8トン限定中型免許を保有している者についても、運転できる自動車の範囲に変更はなく、これまでどおり車両総重量8トン未満及び最大積載量5トン未満の自動車を運転することができます。

3 いわゆる種別外無免許運転について

平成25年12月に無免許運転に対する罰則が強化されましたが、依然として、無免許運転が後を絶たない状況にあります。

また、普通免許の保有者が、中型自動車を運転した結果、無免許運転で検挙され、運転免許の取消処分を受けた事案も発生しています。準中型免許制度の導入に伴い、免許区分が更に細分化されますので、これまで以上に車両総重量、最大積載量等を確認の上、取得している運転免許の種別外の自動車を無免許運転させることのないよう十分に配意する必要があります。

つきましては、自動車の運行管理業務に際しては、運転者の運転免許証と配車される自動車の自動車検査証の確認・照合を確実に行い、取得している運転免許の種別外の自動車を運転させることのないよう細心の注意を払ってください。